別紙様式第３号(2)（第117条第３号関係）（平18農水令41・平23農水令10・平24農水令15・平27農水令33・平28農水令５・平30農水令45・一部改正）

第　　年度（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）損益計算書

（農業協同組合連合会名）

（単位：千円）

科目	金	額
1　事業総利益（又は事業総損失）		×××
事業収益	×××	
事業費用	×××	
(1)　購買事業収益	×××	
購買品供給高	×××	
購買手数料	×××	
修理サービス料	×××	
その他の収益	×××	
(2)　購買事業費用	×××	
購買品供給原価	×××	
供給費	×××	
供給促進費	×××	
修理サービス費	×××	
その他の費用	×××	
（うち貸倒引当金繰入額）	（×××）	
（うち貸倒損失）	（×××）	
購買事業総利益（又は購買事業総損失）		×××
(3)　販売事業収益	×××	
販売品販売高	×××	
販売手数料	×××	
販売事務手数料	×××	
受入集荷奨励金	×××	
その他の収益	×××	
(4)　販売事業費用	×××	
販売品販売原価	×××	
販売費	×××	
集荷促進費	×××	
その他の費用	×××	
（うち貸倒引当金繰入額）	（×××）	
（うち貸倒損失）	（×××）	
販売事業総利益（又は販売事業総損失）		×××

(5) 保管事業収益	×××	
(6) 保管事業費用	×××	
保管事業総利益（又は保管事業総損失）		×××
(7) 宅地等供給事業収益	×××	
(8) 宅地等供給事業費用	×××	
宅地等供給事業総利益（又は宅地等供給事業総損失）		×××
(9) ○○事業収益	×××	
(10) ○○事業費用	×××	
○○事業総利益（又は○○事業総損失）		×××
2 事業管理費		×××
(1) 人件費	×××	
(2) 業務費	×××	
(3) 諸税負担金	×××	
(4) 施設費	×××	
(5) その他事業管理費	×××	
事業利益（又は事業損失）		×××
3 事業外収益		×××
(1) 受取利息	×××	
(2) 受取出資配当金	×××	
(3) 賃貸料	×××	
(4) 雑収入	×××	
4 事業外費用		×××
(1) 支払利息	×××	
(2) 貸倒損失	×××	
(3) 寄付金	×××	
(4) 雑損失	×××	
経常利益（又は経常損失）		×××
5 特別利益		×××
(1) 固定資産処分益	×××	
(2) その他の特別利益	×××	
6 特別損失		×××
(1) 固定資産処分損	×××	
(2) 固定資産圧縮損	×××	
(3) 減損損失	×××	
(4) その他の特別損失	×××	

税引前当期利益（又は税引前当期損失）		×××
法人税、住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	×××	
法人税等合計		×××
当期剰余金（又は当期損失金）		×××
当期首繰越剰余金（又は当期首繰越損失金）		×××
○○積立金取崩額		×××
当期未処分剰余金（又は当期未処理損失金）		×××

（記載上の注意）

1　本支所間及び各支所相互間の内部損益は除去して記載すること。

2　「事業総利益（又は事業総損失）」の「事業収益」及び「事業費用」には、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載すること。

3　「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失を記載すること。ただし、その額が相当額以下で事業収益若しくは事業外収益又は事業費用若しくは事業外費用に重要な影響を及ぼさない場合には、事業収益若しくは事業外収益又は事業費用若しくは事業外費用に記載することができるものとする。

4　一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、当期首繰越剰余金又は当期首繰越損失金の次に当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。

5　法令等に基づき、又は連合会の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

6　該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもので、金額的に重要な収益及び費用については、その性質を示す適切な名称を付した科目をもって記載すること。

7　遡及適用、誤謬（びゅう）の訂正又は当該事業年度の前事業年度における合併に係る暫定的な会計処理の確定をした場合には、当期首繰越剰余金又は当期首繰越損失金及びこれに対する影響額を区分表示すること。